

いかという議論があったことも承知しております。

そこで、前回ご発言いただきました委員の方々に、今回はそれぞれペーパーとして提出をしていただきました。また、井手委員からお求めのありました国税と社会保険料の徴収コストにつきましても、今日は事務局の方で用意してございますので、これについて、もし追加的な説明が事務局から必要があれば、若干説明を受けた後、残りの時間、大部分を委員から提出していただきましたペーパーに基づきまして、委員相互のディスカッションに充てたいと考えております。何か追加的な説明をしていただくことございますか。

○ 福井総務課長

部会長よろしゅうございましょうか。

○ 宮島部会長

はい。

○ 福井総務課長

おわびとお断りを申し上げなくてはならないと思います。堀委員ご提出の資料6でございますけれども、私ども事務局の不手際で間違った資料をお配りしてしまいました。今、正しい資料を配付をさせていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。申し訳ございませんでした。

それから、傍聴席の方にもお配りをさせていただくことにいたします。

○ 宮島部会長

回収するのですね。

○ 福井総務課長

前のものは回収させていただきたいと思います。

○ 宮島部会長

堀委員の名誉にかかわりますので、前の資料は回収させていただきます。

今日は山崎委員が遅れて来られるということでございます。若杉委員は、前回ご発言がございましたが、今日ご欠席でございますので、後ほど事務局から要点についてご説明をいただくとことにいたします。それでは、これから順次、本日提出いただきました資料につきましても、大変申し訳ございませんが、前回一応ご発言があったとうかがっておりますので、できれば3分からマキシмум5分、余り超えたら、私の方でストップをかけるので、なるべく要領良くご説明をいただきたいと思いますと思っております。

それでは、まず資料3に基づきまして、向山委員から、お三人の方の代表ということでよろしゅうございますでしょうか。それではよろしく願いいたします。

○ 向山委員

資料3でございますけれども、我々は年金を含めた社会保障全体をどう見るかということで、社会保障の視点に立って、若干、文章が長いのですが、公的年金の役割と財政方式等についての記載をさせていただきました。

ご案内のとおり、昨年9月に読売新聞が発表した国民調査でも、54%の人が年金等に不信を持っているというような実態がありますので、年金そのもの、社会保障そのものの安心の給付をいかに作っていくかということが、非常に国民から信頼される一つの役割だろうと思っております。

そこにも記載してありますように、これまで公的年金を補完する一つの役割として、企業なり家計というものが、補完してきたということがあります。しかしながら昨今では、企業での福利厚生費の削減とか核家族といったことで、この二つの機能が崩れてきた。そういったことで、これまで企業と家計が私的に担ってきたサービスの供給というものを、社会的なシステムに移し換えていくことが必要であろう、という認識を持っております。

今何よりも必要なのは、信頼にほかならないということで、その信頼を確保するためには、次のページに書いてありますように、将来世代に少なくとも安心の給付をきちんと約束できる、そういったものが大きな基準となるのではないかと考えています。よくお年寄り一人を現役何人で支えるという考え方が出されています。少子高齢化が進みますと、負担が増えて、今のままでは制度が維持できない。したがって給付を下げることは避けられない。こういった主張が多く言われていますが、そういった考えから脱却する必要があるだろうと考えています。

公的年金や医療保険という部分の給付を下げても、高齢者の数が実際減るわけではありません。したがって、そういう人たちを何らかの形で社会が支えていかなければならない。そういうことで公的な部分で給付が縮小すれば、それが私的負担に振り替わるだけであって、それぞれの家計の格差がさらに拡大していく。こういうものは避けなければいけないという認識を持っております。

さらに、あくまでも人口統計上の指標ではありますが、人口推計で使われましたように、高齢人口と生産人口の比較というものがよく言われているのですが、日本の場合は65歳以上の就業率もかなり高い。また生産年齢人口でも100%が担い手になり得ないという実態から考えれば、今後の社会保障の財源を考える中では、人口以外の要素、すなわち就業率の高さ、稼得所得、そういったものが必要であろうと思っております。

社会保障の考える前提としては、将来制度を設計する上での指標としては、高齢者人口

と生産年齢人口ということではなくて、全人口に占める就業者数というものがどのくらい
の水準で維持できるか。それによってある程度の給付の水準は維持できるのではないか。
すなわち、今後とも就業率を高めていって、それと同時に国民一人当たりの生産性の上昇
が図れば、社会保障の水準も現在と同程度に維持することが可能であると考えておりま
す。

少子化の問題につきましては、確かに財源に対する影響はありますが、それによって危
機的な状況という説明ではなく、少子化の問題は国全体の問題として、もっと節穴を大き
くして見ていくことではないかという考え方があります。

また、今回の2025年以降の50年の推計がされておりますが、その推計はあくまで仮定に
基づくものでありまして、その仮定を少し変えれば大きく変わってくるということで、20
25年までは、ある程度の重要な要素であります労働力も賃金水準も要素としてわかるわけ
ですが、それ以降50年ということを考えてときに、その部分は全く予測もされないという
ことを考えれば、2050年の姿は予測の問題よりも改革の問題として位置づけするべきであ
ろうと考えているところでございます。

公的年金の役割につきましては、「国民生活基礎調査」というものが平成12年度に発表
されていますが、高齢者世帯の8割で、公的年金が収入の6割以上を占めているというこ
とで、それと同時に公的年金の収入が100%というところも6割の世帯がいるというこ
とを考えれば、公的年金の役割は公的年金の老後の生活を支える一つの基礎的的生計費、そう
いったものをきちんと担保していくことが必要ではなかろうかと考えています。

セーフティネットのところにつきましては、前回、私も質問させていただきましたが、
局長からお答えいただいたのですが、「セーフティネット」という言葉の部分については、
非常に安心して老後を過ごすに足る水準から、かろうじて生命を維持するに足る水準
という、幅広い視点があるわけでもございまして、最近では、この部分が、ミニマム生計費
というような意味合いで使われるのことに心配しております。ミニマムという部分につい
ては、生活保護水準にあるわけでもございまして、そういうものがあいまいな形でセーフテ
ィネットと使われるならば、それは大きな問題である。年金と生活保護との関係というも
のを制度論としてきちんと明らかにすべきであろう。それが水準の出発点であろうと考
えているところでございます。

また、年金と生計費ということの中で、前回の資料の中で、「自ら高齢で働けなくなっ
た時に、その時々々の現役世代との比較においてバランスのとれた、老後生活の支えとなる
水準」という文言が入っておりますが、老後の生活の支えの水準というのは、生計費との

関係が必要であろうということで、先ほど若干言った部分もございますが、そういう形があります。

現役世代とのバランスということですが、直接生計費に充当されるのは額面ではなくて、手取りであるということで、現役世代の収入においても、それと比較される年金においても、手取りでバランスを見る。すなわち「ネット・ネット方式」が最も妥当な方法だというふうに考えております。このことが賦課方式であっても、人口変動の影響を少なくとも相殺できる、それに役立つ一つの要因だと考えております。

その時々というのは、次のページにも書いてありますように、支給開始後もその時々と見てやっていく必要があるだろうということでは、前回の年金改定で実質上賃金スライドが廃止されたことになっておりますが、このために賃金スライドの復活は必要であろう。物価スライドだけでは実質的な価値が維持できないというふうに考えているところでございます。

あと、次のページのところで、公的年金の財政方式というところについてはいろんな言い方をされておりますが、賦課方式となっているのですが、それを修正積立方式なり修正賦課方式という呼称に執着するのはどういう理由なのか、説明をして欲しいわけでございます。

それと同時に、民営化のところには二重の負担の問題が書いてありましたが、現行方式を積立方式に移行する場合についての二重の負担というものが全く記載をされてない。そのところについても問題があると思っています。

また、マクロの貯蓄、投資バランスに言及したことについては一定の評価をしておりますけれども、積立方式であれば、余りにも巨額な積立金ということで、それが大きな影響を与えると主張されておりますが、それより小さければ影響は少ないというわけでございますが、現在の積立金の規模、140兆円というものが、これは余りにも巨額だという範疇に入るのか、入らないのか。我々は当然範疇に入ると考えておりますので、そういったことを考えたときに、今後、積立金の運用で保険料の軽減をされていくわけでございますが、実際、それは本当に保険料の軽減につながる保証はないと思っておりますし、そういった不確実な運用収益に依存すべきではないということで、巨額の積立金を市場運用することで、絶えず金利変動等にさらされる。こういったリスクを負うことについては大きな問題だろうということで、高齢化のピーク時には少なくとも年金の積立金が1年間分ぐらいあれば良いと思っております。

あとは、賦課方式でも十分耐えられるということについては、手取りの賃金スライド方

式というものは、人口変動に対して一つのビルトイン・スタビライザーとして機能するのであるということで、基本的な考え方を書いております。

また、「公的年金の財政方式」については、基本的に「社会全体が連帯をし、国民一人一人が保険料を納めるという自助努力を果たしながら」と書いてありますが、ここは税金を納めるということでも、十分それは理解できるわけであって、納税ということも国民一人一人の自助努力であろうと思っております。その自助努力が社会保障以外の私的 effort というものではないだろうかという視点も持っております。それが「公助・共助・自助」というような部分の分類の仕方ではないかと思っております。

「税と社会保障」という部分につきましては、どちらの方式も財政方式であるのには変わらないということで、現在強制適用の社会保険の保険料は、被用者にとっては税と同じように給与天引きとなって、税、保険料によって納税義務の意識の差はそれほどないと思っております。その意味では、実際保険料は目的税であってもおかしくない。目的税であると認識をしております。

こういった中で問題は、拠出者の同意と納得である。それは税であっても保険料であっても納得であるということであって、それが信頼につながっていくということで、現在基礎年金制度においては、未納・未加入者という部分が、資料では5%となっておりますが、数年前までは4%弱ということであれば、この間に短期間に相当空洞化が進んでおることと同時に、未納・未加入者対策もそれなりにされておりますけれども、これ以上限界であろうと理解をしております。

そういった中で、こういった5%を過小に見るのか過大に見るのかという見方はあるのですが、この資料では非常に過小に見ようというような意味合いが懸念をされるということとあります。

最後になりますが、税方式なら必ず資力調査が必要だという固定的な概念があると思うのですが、我々は基礎年金については、その目的に応じてユニバーサルペンションだと思っております。要は普遍的な年金を、たとえ税であっても普遍的な年金である以上はミーンズテストは必要ないと考えております。基礎年金を税方式にすると所得制限をかけるのだ、第2の生活保護だと、そういった部分を言われているのは大きな問題であると思っております。それはいろんな考え方の違いがあるかもしれませんが、我々3名は、基礎年金というのは税であっても普遍的なユニバーサルペンションだということで、ミーンズテストは必要ない。逆にいくつかの例で挙げられていますように、児童手当等、所得制限なども廃止するというを願っておるわけでございます。

以上です。

○ 宮島部会長

非常に多岐にわたりました。一渡りご意見を伺いましてから、委員の方々、私も参加させていただきますのでよろしくお願ひしたい。

それでは、次の矢野委員から「公的年金制度のあり方」ということでお願ひいたします。

○ 矢野委員

「はじめに」というところでは環境の変化という点を強調しております。基調が低成長になったこと。少子高齢化が進んでいること。また、そうした事態に的確な対応がなされていなかったために現行の年金に対する国民的不信というものを招いていると、こういう考え方です。

今後はそういった現実の上に立って、「自立・自助・自己責任」の要素を高めて、そして、自助・共助・公助のバランスのある持続可能な制度をつくっていかねばならないと、こういう問題意識を述べております。

二番目は、「公的年金制度の信頼回復の好機」であること、非常に重要な部会を今運営しているという認識でございます。年金は、老後の生活保障を行う主要な柱の一つであります。一方、5年ごとの負担の増加と給付の抑制を繰り返すということでは、将来の現役世代の負担は相当なものになっていきます。ここで国民の信頼をこれ以上損なうということは許されない。年金保険料の負担の増加も国民経済的に耐えがたいものがあるということでもあります。

どうすれば良いのか。諮問会議でも出ておりますけれども、将来にわたって大きく改正する必要のない持続可能な制度を確立する、またとない機会であると考えておるわけでございます。

「公私年金の役割分担の見直しと適切な組み合わせ」ということを、第3項に書いていますが、これを見直しまして、公的年金をベースに、福利厚生としての企業年金、さらには自助努力としての個人年金などとの適切な組み合わせを検討する必要があるということでもあります。

最後に「公的年金制度改革の方向」ということですが、将来の現役世代に過度の負担を求めることのない仕組みをつくり、また1階の基礎年金制度が抱える様々な問題の解決に資するものでなければなりません。こういう認識の上に立って、基礎年金については、賦課方式の財政方式をとり、その財源は当面、まず国庫負担の1/2への引上げを実現し、その後全国民が広く薄く負担する間接税による税方式への転換を行うべきであるというこ

とでございます。これは国民の理解と納得が得られやすい方式ではないかという考えでございます。

報酬比例部分についても触れましたが、これは保険料を財源とした報酬比例の年金としてふさわしい仕組み、積立方式に向けた改革に早急に着手すべきであると考えます。

こうした対応によりまして、基礎年金と報酬比例部分との機能、役割が明確に区分された制度の構築が可能となり、また、それぞれの制度にふさわしい財源の確保が図られるとともに、人口変動の影響を受けない世代間の負担と給付のアンバランスが是正された制度になるので、制度の長期にわたる持続可能性が高まることになる、このように考えております。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、次は岡本委員、よろしくお願いいたします。

○ 岡本委員

年金制度というのは極めて高度専門的でございますが、私は専門家ではございませんが、たまたま現役の20代、30代の年金に関心持っておられる方々とお話しをする機会を持たせてもらっているという立場で、そういう20代、30代中心の現役の世代の方々の気持ち、また考え方なり意見を踏まえて、私なりの言葉でペーパーを作らせてもらいました。したがって、これは経済界の総意でもなければ、経営に携わっておられる方々の意見をまとめたものでも何でもございませぬので、どうぞひとつ自由にご批判いただければ結構でございますし、申し上げるところで気になるところがあれば、またこの部会で大いに議論を深めてもらったら結構かと、こういう趣旨でお聞きいただきたい、こんなふうに思います。

ペーパーは簡単でございますので、その方が良いかと思っておりますので、このまま読ませていただきます。

公的年金制度のあり方と基礎年金の財源について

「1. はじめに」

今回の公的年金制度改正の意義は、現役世代の間に根強くある公的年金制度に対する不安と不信を払拭し、公的年金制度に対する安心と信頼を回復することである。そのためには、急激に進む少子化と高齢化を直視し、かつ、わが国の低成長経済に移行したという事実を認識し、加えて、若年世代にみられる職業人としての働き方の変化にも着目しなければならない。そしてこれまで繰り返してきた社会保険料の引上げによる負担増と給付水準の抑制を議論しなくてもよい、中長期的に持続可能な制度を確立することが大事である。こうした観点から、制度の「改正」ではなく、制度を「改革」する決意で、制度そのものの

あり方を議論した上で、財源のあり方も検討する必要がある。

「2. 現役世代の負担に依存する社会保険料は安易に引上げるべきではない」

これは前回のこの場で、私は同様のことをちょっと申し上げたのですが、その内容と基本的には変わっておりません。

わが国経済は低成長経済に移行しており、また、経済のグローバル化によりわが国の産業をとりまく環境は一段ときびしくなる。この結果、社会保険料の賦課ベースとなる現役世代の報酬は長期的にみて安定的に伸び続ける条件は極めて小さくなったと考えるのが妥当である。

少子化、高齢化に伴って一層窮迫する公的年金制度の財源をこれまでのように現役世代の社会保険料の引上げに求めることは、現役世代の生活を圧迫し、社会全体の経済的活力を損なうだけでなく、わが国の経済社会構造の変化を年金制度の改革に反映させないことになる。こういう懸念を持っているというわけでございます。

「3. 基礎年金制度は国民にわかりやすく、納得のいく制度とすべきである」

現行制度の下では、自営業者等の第1号被保険者は個人を単位に保険料を納めるので、個別の損得意識が表面化し、保険料の支払いは「積立方式による強制貯蓄」であるという誤解を生むこととなる。このため第1号被保険者は基礎年金の給付に要する費用は被保険者全体で負担しているとう意識に欠けている。さらに、未納者、未加入者が相当数になっており、結果として国民年金制度は任意加入を是認する制度に変質している。

被用者年金制度の被保険者（第2号被保険者）は、納めた保険料が基礎年金部分と報酬比例部分にどのように充当されているかが不明瞭であるため、現在の仕組みについて不信感を持っている。

第3号被保険者は直接的な負担がないという理由などから、そのあり方についての考え方が多様化している。これは女性の年金問題についてのいろいろなリポートがございますので、そちらの方で議論してもらったらと思います。

こうした異なる保険料負担方式の存在によって、各制度毎の給付と負担の関係は曖昧となっている。

さらに、基礎年金制度の財源は、給付費の1/3について一般会計からの国庫負担が投入されているため、純粋な社会保険方式とは異なる税財源との混合方式となっており、給付と負担の関係が一層曖昧なものとなっている。したがって、財源の視点から国民にわかりやすく納得のいく制度に改革することが望まれる。

「4. ライフスタイルの多様化、就業の多様化を反映した制度の充実が必要である」

現在、日本型雇用システムの象徴とされてきた終身雇用、年功序列的処遇、一律の定年制は現在どんどん崩壊し、変化している。現役世代の労働意識の変化は、就業形態の多様化となって具体化しており、一人の人間の生涯の働き方を自営業、被用者、専業主婦というような形で固定的に捉えることは適切ではない。この変化に対応するためには、多様な形の企業年金や、自助、自立という自己責任をベースにした個人年金の充実が社会的インフラとして求められる。また一律の定年制の存在を前提に、高齢者は経済的に弱者であるとの認識で公的年金制度を考える時代背景はどんどん変化している。

公的年金、特に全国民で支えるべき基礎年金については、働き方の差異に中立的な負担方式を構築し、制度の支え手の間での不平等感を早期に払拭することが不可欠である。

こうした問題意識を持ちまして、これは結論ではございません。

「5. 以上の経済社会構造の変化を考慮して」

(1) 公的年金は現役世代に過度な負担を求めることなく、中長期的に持続可能な制度とするという発想の下に、

(2) 基礎年金については、国民の老後の基礎的生活の一部を国が等しく保障するものとし、

次はいろんなご意見があると思いますので、一つの考え方として、

(3) その財源については、既受給者を含めて全国民で制度を支えるため、間接税方式としていき、

(4) 広く国民全体で財源を支えるという観点から税制の見直し、年金の給付水準の見直し等も同時に検討されるべきである。

口頭でちょっと補足で申し上げておきますが、20代、30代の方々と議論しておりますと、個別にはいろんな事情の人がいらっしゃいますが、マクロ的には高齢の年金受給者がどんどん強者になっていって、20代、30代の現役世代が弱者になっているのではなからうかと、こういうような意見も随分と現役の世代の方から聞くわけでございまして、やはり将来の社会を担っていく若い方々の、そうした気持ちというものを十分付度して、年金というものは議論すべきではなからうかと、このように考えております。以上でございます。ありがとうございました。

○ 宮島部会長

それでは堀委員からお願いいたします。

○ 堀委員

私のレジュメは、1枚目も下線を引いてあるものが新しいものでございます。それで説

明させていただきます。基礎年金のいわゆる税方式化の問題について、しばしば税方式と言われるのですが、この問題は単に財源が違うというだけではなくて、保障システムが違うということで、私は税方式と言わずに社会扶助方式と言っており、それに対するものとして社会保険方式と言っております。

レジュメの第1の「2」のところに、社会保険方式と社会扶助方式がシステムとしてどう違うかという説明してあります。一つは、社会保険方式というのは、保険というリスク分散の技術を用いるのに対して、社会扶助方式は用いないという点。二点目は、保険料拠出が給付の直接の根拠となる、いわゆる対価性が社会保険方式にあるのに対して、社会扶助方式は納税が給付の根拠となるわけではない。三点目としては、基礎年金はそうではないですが、厚生年金は、保険料拠出額が給付額に反映する、緩い等価性の面がある。それに対して社会扶助方式は、納税額と給付額とは無関係である。それから、財源の違いというのがある。

第2のところですけれども、社会保障の保障システムを歴史的に見ますと、中核的な保障システムは社会扶助から社会保険へという流れがあるのではないかと思います。その「*」のところでイギリスの社会保障の歴史を簡単に記しておりますけれども、最初は救貧法で、これは厳しいミーンズテスト・劣等処遇・公民権剥奪・スティグマという様々な問題があった。そういうことで、それをなくすような老齢年金が1908年にできた。これは全額税方式なのですが、やはりインカムテスト・欠格条項があって、貧困救済という狙いで、かつ年金も低額でした。これも基本的には財源が確保できないというようなことから、1ページの一番下の②の社会保険法に移ってきたわけです。年金については、1925年の寡婦、孤児及び老齢拠出年金法ということで、これはインカムテストなし・欠格条項なし、スティグマなしというもので、結局社会保険中心になってきた。

レジュメの2ページには、今まで歴史的な重要な文章ではどうなっているか。イギリスの歴史を振り返って、救貧法というのは非常にスティグマが伴うということで、ビヴァリッジは社会保険方式を中心にすべきということを打ち出した。その根拠がビヴァリッジ報告にありまして、「国家からただで手当てを受けるよりも、保険料拠出と引き換えに給付を受けること」をイギリス国民は望んでいるのだと言っている。

我が国におきましては、現在はなくなっていますが、総理府社会保障制度審議会が勧告をしています。重要な勧告は第1次の1950年の勧告。第3次が1995年、総合的な勧告なのです。その中でも、例えば1950年の勧告では、「社会保障の中心をなすものは自らをしてこれに必要な経費を拠出せしめるところの社会保険制度でなければならない」と言ってい

ます。1995年勧告でも同様な趣旨が述べられています。真ん中辺の下線が引いてあるところ、「社会保険は、その保険料負担が全体として給付に結び付いていることからその負担について国民の合意が得やすく、また給付がその負担に基づく権利として確定されていることなど、多くの利点をもっているため、今後とも我が国社会保障制度の中核としての位置を占めていかなければならない。」こういった勧告は、労使参加の下でなされているわけです。

それでは、社会保険方式と社会扶助方式を比較した場合どういうことになるかということですが、今までの年金局の資料にそういったことが書いてあるのですが、私は基本的には社会保険方式の方が多くの点で社会扶助方式よりまさっていると考えています。その点を私の書いたものを3点ばかり掲げてあります。それを後でお読みいただきたいのですが、資料の10ページ、最後のところ、「社会保険方式と社会扶助方式との比較」ということで、これはある本で書いたものをまとめたものです。

そこに13の客観的な価値基準を立てて、社会保険方式と社会扶助方式を比較しております。しかも、それは理論的な面と現実的な面から見てどうかということですが、原理・制度面と財源面から見て、社会保険方式の方がメリットが多い。経済システムとの適合性、給付の普遍性、給付の権利性、給付水準の高さ、財源確保の容易さといった面で社会保険方式が優れているということです。

ただ、支出統制の容易さ、納付上の便宜、事務コストの面では社会扶助方式が優れていると、そういう結論を得ております。

それから、レジュメの3ページですが、先ほども基礎年金について税方式とすべきと、こういう議論があったわけですが、これに対して、根本的に疑問があるのではないかとということで、そこに理念面と財源面から疑問を書いております。

一つは、若いときから保険料拠出という自助努力しなくても良いのかということです。これは先ほど向山委員から、年金制度は自助でなくて公助ではないかと、こういう議論があったのですが、社会保険方式というのは公的保障システムであるわけですが、保険料を拠出して老後に備える自己責任、自助の仕組みでもある。

我々研究者は、社会保険というのは二つの原理から成り、一つは私的保険の原理である保険原理、もう一つは、公的な施策の原理である扶助原理から成ると整理しています。社会保険というのは扶助原理に近い形で設計することもできれば、保険原理に近い形でも設計できる。保険原理がある以上、私的保険と類似の仕組みがあるということです。「*」に賦課方式の年金制度は自助の仕組みではないという批判に対して反論を書いております

ので、そこを後でお読みいただきたいと思います。

次の「・」なのですが、「社会保障の基本的性格は国家による救済ではないのか」ということであります。なぜ、65歳になると一律に国からお金を支給するのかというと、それは高齢になると生活に困るからだと思うんですね。保険料拠出の見返りでない扶助の仕組みというのは、生活困難であるという証明の下で行うというのが現実的に考えられるわけです。それに対して社会保険方式というのは、老齢による所得の喪失のリスク、あるいは長命のリスクに対応するというものですから、老齢・退職とか長生きのリスクが発生した、そういう証明で足りる。

そういったことから、社会扶助方式の給付水準というのは、生活困難な救済に必要な程度に抑えられる。それに対して社会保険というのは保険料負担者の合意さえ得られれば、適切な水準が確保できるのではないかと思います。

3つ目の「・」ですけれども、基礎年金といえども、労使協力して老後に備える必要はないのかという根本的な疑問です。なぜ国から一律に支給しなければならないのか。

最後の「財源面」ですが、大幅な増税ができるのか、あるいは国債増発という負担先送りにならないかということです。ここ数年、国の一般会計の歳出は80兆円、税収は50兆円で30兆円の国債を発行して、借金をして負担を先送りしているわけです。こういった増税が不可能な状況の下で、基礎年金の財源が増税によって確保できるのか。確保できなければ、国債の増発ということになるのではないか。

それに対して社会保険方式は収支相等の原則が守られなければならない。社会保険方式では、給付を削るか、あるいは負担を上げなければならないという意味で、財政規律が守られやすいのではないかと思います。

消費税を年金目的税にするという意見があるわけですが、それに対しても、私は基本的に疑問を持っています。一点目は、消費税は財政再建の重要な財源というふうに私は考えておりますけれども、それを年金目的税に充てるとどうなるのかということです。現在、国、地方合わせて700兆円近い長期債務がある中で、財政再建は急務だと思いますけれども、それをどうするのか。

二点目は、これは年金局の資料がありましたように、全額基礎年金を消費税で賄うと、今の5%に6.3%をプラスした消費税率にする必要がある。これができるのか。

三点目は、基礎年金の費用というのは高齢化によって毎年増えていくわけですが、消費税率を毎年引き上げていくことができるのか、そういうことでございます。

それから、先ほど向山委員から、保険料も目的税だ、税と同じだという議論があったの